

会議名	第 27 回 堺市同和行政協議会		
令和6(2024)年11月14日（木） 午後2時00分～午後3時20分		会議場所	堺市役所 本館12階 第1・2委員会室
出席者			
（委員） 井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、井藤良子委員、小林晶子委員、 小山敏美委員、白本忠史委員、納谷通弘委員、上野充司委員、小野伸也委員、 兼城 剛委員、小堀清次委員、白江米一委員、西川良平委員、西田浩延委員、藤本憲委員、 山崎 光委員、中山 均委員 （堺市） 黒田ダイバーシティ推進監、濱ダイバーシティ推進部長、脇田ダイバーシティ企画課長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、 當間ダイバーシティ企画課主幹、中村人権推進課長、高坂住宅部長、森下住宅部部理事、 岩田住宅改良課長、河合大仙西地区整備室長、田中人権教育課長 （傍聴人）1名			
案 件	1. 会長等の選任について 2. 昨年度の審議内容について 3. 大仙西校区まちづくりグランドデザインについて 4. その他		
会 議 内 容			
事 務 局	定刻になりましたので、ただいまより第 27 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めますダイバーシティ企画課當間です。よろしくお願いします。 本日は 18 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。 会議に先立ちまして、委員の皆様をご紹介します。お手元に委員名簿を置かせていただいております。よろしくお願いいたします。 まず、堺市同和行政協議会 条例第 3 条第 1 項第 1 号に定めた方々、 井上 和希委員でございます。 田村 登貴子委員でございます。 中田 理恵子委員でございます。 次に、同じく第 2 号に定めた方々、		

黒田ダイバーシティ推進監	井藤 良子委員でございます。 小林 晶子委員でございます。 続きまして、同じく第 3 号で定めた方々、 小山 敏美委員でございます。 白本 忠史委員でございます。 納谷 通弘委員でございます。 久保 洋子委員は所用にて欠席の連絡をいただいております。 引き続きまして、同じく第 4 号で定めた方々、 上野 充司委員でございます。 小野 伸也委員でございます。 兼城 剛委員でございます。 小堀 清次委員でございます。 白江 米一委員でございます。 西川 良平委員でございます。 西田 浩延委員でございます。 藤本 憲委員でございます。 山崎 光委員でございます。 最後に、同じく第 5 号によりご委嘱申しあげております、 中山 均委員でございます。 お手元に委員名簿を置かせていただいております。 それでは、開会に当たりまして、ダイバーシティ推進監 黒田よりご挨拶を申し上げます。 改めまして、市民人権局ダイバーシティ推進監の黒田でございます。 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 第 27 回堺市同和行政協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素から同和行政をはじめとする本市人権施策の各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。 今年度も、もう半分が経過いたしました。私どもダイバーシティ推進部も組織再編から 1 年半が経過しましたが、当部では個々の多様性を尊重し認め
---------------------	---

事 務 局	合い、すべての人が自分らしく活躍できる都市の実現をめざして、様々な人権課題と向き合いながら取組を進めております。 とりわけ同和問題の解決に向けては、当協議会の委員の皆様のご助言、ご協力をいただき、共に取組を進めて参りたいと思いますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 さて本日は、次第にありますように、「会長等の選任について」「昨年度の審議内容について」そして「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」を案件とさせていただきます。 委員の皆様には、それぞれ専門のお立場からご意見をいただき、これら案件につきましてご審議くださいますようお願い申し上げ、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。 次第、資料 1、資料 2、同和行政協議会名簿を配布しておりますが、不足等はありませんでしょうか。 本年 10 月 1 日付で選任いたしました委員の方には、机の上に委嘱書を置いておりますので、ご査収いただきますようお願いいたします。 なお、本日ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページ等において公開いたします。 また、本日の当審議会の傍聴の方は 1 名でございます。なお、傍聴の方におかれましては、事前にご確認いただきました傍聴における遵守事項についてご協力よろしくお願い申し上げます。 これより、議事に入らせていただきます。 本日は、案件としまして、会長、副会長並びに運営委員のご選任をいただきますが、議事の進行上、会長が選任されるまでの間、西川委員に議事を進めていただきたいと思いますと考えております。 みなさまよろしいでしょうか。 【異議なし】 西川委員は前の座長席へご移動をお願いします。
座 長	西川でございます。会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたし

事務局	ます。 早速、案件に入ります。まず、正・副会長並びに運営委員の方々の選任を行います。選任方法について、事務局から説明をお願いします。 選任方法ですが、正・副会長につきましては、本協議会条例第４条に基づき委員の互選となっており、会長は従来から議会側委員より、また副会長は市民側委員よりそれぞれ選んでいただき、総会でご承認いただくということになっております。 運営委員につきましても、条例施行規則第６条に基づき委員の互選となっておりますが、従来からの申し合わせにより、１号委員から１名、２号委員から１名、３号委員から１名、４号委員から４名、５号委員から１名の８名となっております。
座長	それでは、お諮りしたいと思いますが、ただいま事務局から説明のあった選任方法でご異議ございませんか。 【異議なし】 ありがとうございます。 それでは、会長は議会側委員より、副会長については市民側委員より推薦をいただき、運営委員についても先ほど申しあげました要領で推薦をいただき、総会で諮ってまいりたいと思います。 では、議会側委員、市民側委員でそれぞれにご協議をお願いいたします。議会側委員には、別室をご用意しています。市民側委員については、この場所をお願いいたします。 それでは、ご協議のため暫時休憩いたします。 【議会側、市民側それぞれ協議】
座長	それでは、議事を再開いたします。議会側委員から会長並びに運営委員推薦の発表をお願いいたします。
西田委員	それでは、議会側委員の協議結果についてご報告申し上げます。会長につきましては、小堀委員にお引き受けいただきたいと思います。 また運営委員につきましては、小野委員、白江委員、藤本委員、山崎委員

座 長	にお引き受けいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
白 本 委 員	ありがとうございました。続いて市民側委員から副会長並びに運営委員の推薦の発表をお願いいたします。 それでは、市民側委員の協議結果についてご報告申し上げます。副会長につきましては、井藤委員にお引き受けいただきたいと思います。 また運営委員につきましては、1 号委員から井上委員、2 号委員から小林委員、3 号委員から私、白本、5 号委員から中山委員に、お引き受けいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
座 長	ありがとうございました。それぞれの推薦発表をいただきましたので、改めて確認をさせていただきます。 まず、会長に小堀委員、副会長に井藤委員、運営委員としては、議会側から、小野委員、白江委員、藤本委員、山崎委員の 4 名でございます。 また、市民側からの運営委員は、1 号委員から井上委員、2 号委員から小林委員、3 号委員から白本委員、5 号委員から中山委員の 4 名でございます。 正・副会長及び運営委員を以上の方々に決定したいと思いますが、よろしければ、拍手をもってご承認下さい。 【拍手】 それでは、ご承認いただきましたので、会長の小堀委員に交代させていただきます。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、小堀会長よろしくお願いいたします。
会 長	それでは改めまして、この度、会長にご選任いただきまして、誠にありがとうございました。微力ではございますが、しっかりと誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。 第 27 回堺市同和行政協議会会長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま委員の皆様のご賛同を賜り、引き続き会長職を拝命いたしますこととなりました。本協議会は昨年度、堺市長から審議依頼を受けておりますのはご案内のとおりでございます。引き続き本市の同和問題の解決に向け、近年の社会情勢の変化を鑑み、効果的な取り組みを皆様とともに審議を

坂本ダイバーシティ企画課参事	してまいりたいと考えてございます。 合わせて昨年度会長を務める中で、教育委員会人権教育課から学校現場における差別事象についての報告を頻繁にお受けすることが多ございました。非常に学校現場においても、まだまだこの人権の意識というものを高めていかなければならないし、これは我々大人の責任でもあるかなと思ってございます。委員の皆様とともに、副会長にも支えていただきながら、実りのある議論へのご協力をお願い申し上げ、簡単粗辞ではございますけれども、会長就任のご挨拶といたします。何卒どうぞよろしくお願い申し上げます。 では、議事に入らせていただきます。本日の会議録の署名につきましては、以前より会長ともう 1 名ということになっておりますので、私ともう 1 名、前は兼城委員でしたので、本日ご出席の委員から五十音順の続きで小林委員にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、早速でございますが、案件に入ります。 本会議は委員改選後、初めての開催となります。今回新たに委員にご就任いただいた方もおられますので、昨年度の振り返りといたしまして、案件 2 の「昨年度の審議内容について」事務局の方からお願いします。 ダイバーシティ企画課の坂本と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 それでは、案件 2「昨年度の審議内容について」ご説明させていただきます。資料 2「同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について令和 5 年度報告」をご覧ください。こちらは昨年度の報告書となります。 昨年 9 月 26 日付けで堺市長より本協議会に対して審議依頼がありました。その内容は同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について、 (1)「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」(2)「利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について」です。 まず、1 項目めの「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」は、本市の同和問題の解決に資する主な教育と啓発事業について事務局から説明させていただいた後、委員の皆様からご意見をいただきました。 一つめのご意見は、「同和問題の解決に資する事業について」、「高齢化が進む中、特に地域の人口の多くを占める高齢者や現在実施している事業で啓発の対象にならない人への啓発を工夫して行ってもらいたい。」というものでした。そのご意見を踏まえまして、今後は「ターゲットを意識しながら、高齢者を含む幅広い世代に人権啓発が行きわたるよう、きめ細かな啓発活動に取り組む。」という方向で事業を進めてまいります。
-----------------------	---

二つめのご意見は、「差別事象に対する罰則規定について」、「啓発だけでできることには限界があるため、市内で差別的な事象を起こした場合に市から警告を受ける等の罰則の規定を設ける必要があるのではないか。」というものでした。この件につきましては、「この問題は本市だけでなく、共通課題として国で取り上げることが必要と考えられるため、他の自治体と連携して国での法規制、法整備を要望する。」という方向で進めてまいります。

三つめのご意見は、「地域の実態把握について」、「効果的な取組を行うに当たって、数値や指標などベースになるものが必要であり、そのベースに沿ってどのように効果的な啓発や周知をしていくのかが大事である。その数値や指標となるものとして、人権意識調査とあわせて、いまの地域の実態を見ることも大切ではないか。」というものでした。この件につきましては、「地域の実態をふまえた取組を行うため、地域のことを一番よく知る地域住民が持つ問題意識について、情報交換を行い、地域の課題を洗い出したうえで、その課題を解決していくために必要なデータは何なのか、市が保有する既存のデータが活用できないのか等を検討する。」という方向で進めてまいります。

続きまして、2 項目めの「利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について」です。堺市立人権ふれあいセンターは、平成 27 年 4 月にリニューアルオープンし、今年度で 10 周年を迎えるにあたり、センターをより多くの人に知っていただき利用してもらうため、センターのイメージを表現した、誰もがわかりやすく身近で親しみやすい愛称を募集しました。その愛称募集にあたり、愛称募集要項（案）について本協議会でご意見をいただいた後、全国から応募のあった 268 件 210 作品の中から、市に提案する愛称候補を本協議会で 4 作品に絞り込んでいただきました。その 4 作品は「あいてらすかい」「リスパーク堺」「ダイバーシティ堺」「TORCH(トーチ)堺」です。

この後、この 4 作品の中から市のほうで愛称を「あいてらす堺」に決定させていただきました。この【あいてらす堺】の「あい」は、「私」を意味する英語の「I」、ふれあいの「あい」、愛情の「あい」と建物のテラスの「テラス」と堺市の「さかい」をつないだもので、本市としては、人権を守り、人と人のふれあいを促進し、多くの人が集いつながっていく明るいテラスをイメージした人権ふれあいセンターにふさわしい愛称であると決定したものです。

また、審議依頼の 1 項目めの「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」は、今年度も引き続きご審議いただくこととなっております。

会 長	昨年度の審議内容についての説明は以上となります。 ただいま、説明いただきましたが、委員の皆様方からご質問、あるいはご意見等がございましたら、挙手願えたらと思いますが、いかがでしょうか。 昨年度の委員を務めていただいた方は、これで昨年の分は十分反映されておりますでしょうか。よろしいですか。 新たに委員にご就任された方、何かご質問等がございますでしょうか。特によろしいでしょうか。 承知いたしました。それでは特にご質問等がないようですので、議案を進めさせていただきたいと思います。 続きまして、審議依頼事項に関連する取組といたしまして、案件 3『大仙西校区まちづくりグランドデザインについて』の説明をお願いします。
河 合 大 仙 西 地 区 整 備 室 長	大仙西地区整備室の河合でございます。どうぞよろしくお願い致します。失礼ですが、着席して説明させていただきます。 それでは、案件 3 の「大仙西校区まちづくりグランドデザインについて」説明させていただきます。 表紙をめくっていただき 1 枚めをご覧ください。右上の方になるのですが、グランドデザインは、大仙西校区における「教育」・「健康」・「医療」・「福祉」・「文化」・「交流」の機能連携および強化を図り、「すべての人にやさしく、若い世帯や家族世帯など、だれもが住み続けたいと望む「安全」・「安心」・「人権尊重」のまち」を実現するため、地域住民と一緒にになって推進することを目的として策定されたものになります。まちづくりの全体計画、まちの将来像を示す指針として定めたものが「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」となります。 今回お渡しした資料には載っていないのですが、少しグランドデザイン策定の経過についてお話しさせていただきます。 協和町・大仙西地区につきましては、昭和 35 年に「住宅地区改良法」の地区指定を受け、住環境整備事業が始まり、昭和 44 年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。堺市でも、昭和 47 年に策定された「堺市同和対策事業総合計画」に基づき、市営住宅をはじめとする公共施設の整備などのハード面や、「福祉」・「教育」・「就労」・「健康」などのソフト面を、市の総合的施策として実施してまいりました。 しかし、平成 14 年の地域改善対策特別措置法の終了や、事業開始から 40 年以上の月日が経過する中で、「収入安定層の流出」や「人口減少」、「高

齢化」などが進み、「建物などの施設の老朽化」も相まって、地域の活力低下が懸念されるようになりました。そこで地域では、「定住魅力ある校区、安心安全の誰もが暮らしやすい校区を実現すること」を目的に地元の関係機関 21 団体で構成されます大仙西校区まちづくり協議会が設立され、平成 22 年には、大仙西校区まちづくり協議会から「人と人がつながり、活力あるまちを再生しよう」ということを活動のテーマに掲げた「大仙西校区まちづくり構想」が本市に提出されました。

そのまちづくり構想や当時の「堺市マスタープラン」、「さかい未来・夢コンパス」などの堺市上位計画を受けまして、市が平成 24 年に策定したものが「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」になります。

1 ページめ右には大仙西校区の将来のあるべき姿を 7 つのテーマとして掲げ、テーマごとに進めるポイントを、ポイント①～⑥・共通のポイントとして記載しています。その 7 つのテーマごとの具体的な取り組み内容や今現在の進捗状況を記載しているのが、2 ページめ・3 ページめになります。

平成 24 年の策定以降、『人権尊重の校区形成』では、「人権啓発生涯学習の拠点」として「人権ふれあいセンターの再整備」『安心して子育てできる校区形成』では、「教育拠点」として「大仙西小学校の耐震化を踏まえた改築」や、「陵西中学校の耐震補強や外壁改修」『地域が一体となる校区形成』では、「大仙西町と協和町を結ぶ連絡デッキの接続」など、ハード事業の多くが平成 29 年度までに計画通り完了し、住宅におきましても『多様な世帯が共に暮らす校区形成』を実現するため、令和 6 年度 現在「第 3-1 期建替え事業」までが完了しています。

また、公共施設ではありませんが耳原総合病院の新病院開院などによる医療拠点の充実が、大仙西校区の『安全・安心な校区形成』だけではなく周辺地域を含めた地域全体の安全・安心を支える医療機関として、貢献していたところでは。

次に 4 ページめ・5 ページめですが、4 ページめは平成 24 年グランドデザイン策定当時の大仙西校区の様子となっており、5 ページめがグランドデザイン完結時、2030 年度末の土地利用計画図となります。グランドデザインの概要の説明は以上になります。

次に今年度 8 月にグランドデザインの更新を行いましたので、更新内容について説明させていただきます。今回の更新については、令和元年の改訂後、5 年ぶりの更新になります。今回のグランドデザインの更新に伴い、変更を行いました点は主に 3 点となります。

グランドデザインの 5 ページめ、土地利用計画図の次のページにも同じよ

うな資料があるのですが、赤背景に「民間活用用地から建替用地への変更」と記載された資料、後ろから 2 枚めの資料をご覧ください。

一つめですが現在グランドデザインで進めている住宅の建替えについては、耐震性の低い建物の建替えを進めています。

耐震性の低い住宅にお住いの方に、出来る限り早く移転していただくため、左上にあります大仙西町にある民間活用用地を住宅建替用地に変更し、第 3-2 期 建替団地を建設します。この計画の前倒しにより、計画期間を、全 6 期 2036 年度までの計画から、全 5 期 2030 年度までの期間に、6 年間短縮しました。また、建替え用地の変更に伴い、右側中央の府道と泉南線沿いに民間活用用地を集約しています。

二つめが右下の紫色の敷地をご覧ください。左下の部分は住宅改良課が所管する作業場でしたが、耳原総合病院の方で妊産婦メンタルヘルスケアやがん診療機能強化、放射線治療などの新たに医療機能拡充の計画が有り、市の医療政策上有益なことから、作業場用地を売却し、元々グランドデザインの計画上、白地だった用地を耳原総合病院が医療拠点として拡充を図りました。

三つめが旧上位計画、堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」を現上位計画の「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画（2021～2025）」に変更を行ったこと。以上の 3 点となります。

続きまして、建替事業の今後のスケジュールについて説明させていただきます。お手元の「協和町・大仙西町住宅建替事業スケジュール（予定）」の資料をご覧ください。3-1 期事業ですが、5 月末に竣工しました大仙西町団地 E・F・G 棟の移転を進めており、塩穴 2 棟、西団地 17 号館・18 号館からの移転を 11 月末の期限を設けて進めています。

移転後の建物解体については、現在、塩穴 2 棟の解体設計が終わり、西団地 17 号館・18 号館の解体工事の設計を進めています。解体時期ですが、塩穴 2 棟が 2025 年度、令和 7 年度から 2026 年度、令和 8 年度にかけて、西団地 17 号館・18 号館が 2025 年度、令和 7 年度から 2027 年度、令和 9 年度にかけて工事を行う予定になっています。

次に、3-2 期事業ですがこちらも現在、大仙西町団地 H・I 棟建設工事の設計業務を進めていますので、設計業務完了後 2026 年度、令和 8 年度から 2027 年度、令和 9 年度にかけて建設工事を行う予定です。

最後に 4 期事業ですが、協和町西 D 棟を建設するため 2025 年度、令和 7 年度から設計業務に着手し、建設工事を 2027 年度、令和 9 年度から 2029 年度、令和 11 年度にかけて建設工事を実施する予定となっています。

	以上、簡単ではありましたが、「大仙西校区まちづくりグランドデザイン」について説明させていただきました。今後も引き続き、本グランドデザインに基づき、庁内関係部署が連携して、より良い校区形成を進めてまいります。どうも有難うございました。
会 長	ご説明ありがとうございました。まちづくり全体に関わるグランドデザインですので盛りだくさんでありましたので、もし聞き漏らされたりとかいうこともありましたら、ご遠慮なく挙手をいただけたらと思います。 それでは、ここに関わることでしたら、何でも結構でございます。委員の皆様方からご質問、あるいはご意見等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 井上委員。
井 上 委 員	ご説明ありがとうございました。グランドデザインをスムーズに進めていただいているということで、引き続きよろしくお願いしたいと思います。 私の方から、二つ意見と質問がございます。 一つめがまちづくりグランドデザインについてのポイント②のところ、「多様な世帯が共に暮らす校区形成」というところがあります。その中には「若い世帯から」というところも含めてのポイントになっているというようにお受けできますが、今現状どういった狙いで、どういった動きをしているのかということをお聞かせ願いたいのが一つです。 もう一つが、解体の方は進んでいくんですけど、民間活用地予定になっているところがちょうど共愛こども園が隣接してるんですね。この間、保護者の方からの声とかで工事車両の行き来であったり、解体作業ですごく大きな音が出るので、そのあたりでお昼寝の時間にどういうふうな対応を取るのかとか、もし考え方が決まっているのであれば、お示しいただきたいと思います。以上です。
会 長	ありがとうございます。お答えいただける方、挙手をお願いいたします。
河 合 大 仙 西 地 区 整 備 室 長	多様な世帯のお話があったと思うのですが、大仙西校区につきましては、ほとんどが協和町・大仙西町団地の住宅が校区の大半を占めている。そういうような状況でございます。 若い世帯や新婚世帯を、極力取り入れていかないと、どんどん高齢化が進んでくる。そのような状況でございますので、住宅の募集が一番の鍵を握る

会 長 中 田 委 員	のかなと思っています。 住宅の募集につきましては、今 11 月募集ということでやっているのですが、住宅の募集の中には、「新婚世帯向け」、「子育て世帯向け」ということで優先公募の枠を設けまして、なるべく若い世帯が来ていただけるように取り組んでいるところでございます。 今後についても、枠の拡大とか、そういうことを含めて強化して、検討していかなければならないというふうに思っています。 解体工事の方については、塩穴 2 棟の解体工事になるのですが、順調に行けば来年度この工程で書かせていただいているような時期で解体工事を進めていくような形になるのですが、今、お隣にある共愛こども園の方に、設計が進んだ段階でこのような方法で工事をさせていただきますよということの協議に行かしていただいている。そういうようなところでございます。 入札が終わり、業者が決まりましたら、保育園の保護者向けでありますとか、周辺の方々に説明会を実施させていただいて、役所の中でできるようなことについては、できる限り負担を軽減できるようなことをやっていければなと思っているところでございます。 以上です。 ありがとうございます。今お話いただいたんですけれども、例えばしもつ池団地の建替えについて、いま本市でも大きな話題になってます。隣接する子ども園と建設業者との間で、未だ合意は見いだせてませんけれども。「午睡、お昼寝の時間については重機を使った工事をしないということを締結しようか」という声も地元から出ていると側聞しています。 これは市発注の工事ですから、井上委員がご心配された保護者のお声というものを真摯に受け止めていただいた上で、業者任せにするのではなく今ご心配があるとおっしゃられた「大型車両については、送迎の時間帯を除外する」「午睡の時間についても大型重機は使わない」その結果、もしかしたら工期が遅れるかもわからないけれども、そこはこの場でお諮りをしながらやっていくべきかなと思うので、もう少し丁寧にやっていただくことも合わせてお願いをしておきたいと思います。それでは他にございませんでしょうか。 中田委員 丁寧なご説明ありがとうございます。この地図を見ると、ちょっとわかりにくいんですけれども。2030 年度の最終的なそのグランドデザインが出来
---------------------------	---

	上がった跡地利用の問題と、それからここに出しております民間活用地の活用方法なんですけれども、ぜひ地元との協議をしっかりとやっていただいて、上段にはないんですが、例えばこの子育て拠点であるところにパチンコ屋が来るとか、そういうことが一切ないように、地元と十分な協議をぜひ今後ともやっていただけたらと思います。
会長 河合大仙西地区整備室長	貴重なご意見ありがとうございます。この点についていかがでしょうか。 民間活用用地の方については、今時点で決まっているものは、正直何もございません。民間活用用地については、土地と建物を一緒に売却する場合については、令和 11 年度以降。 建物を解体し、全敷地を更地にした上で売却する場合であれば、令和 13 年度以降。そのようなスケジュールになってくるのかなと思っています。 現在、売却方法でありますとか、どのような建物が建てられるか。どういった需要があるかなど、市場の調査を進めています。 我々が調べた中では、用途地域の制限がありますので、パチンコ屋であるとか、そういったものはまず建てられませんので、そこはご安心していただいているのかなと思っています。 今後、地域の意見などもお聞きさせていただく機会を設けさせていただきまして、方向性などが決まれば情報提供でありますとか地域との意見交換を進めていきたいなと思っております。 以上でございます。
会長	公有地の売却については、副会長の地元もこれからなんですけれども。 いま「方向性が決まったら地元の説明をする」とおっしゃいましたけれども、そういった姿勢がこの間、いろいろ不信を招いてきたという教訓に立って、一例ですけれども、この大仙西小学校も小規模校化が進んでいると。 市営住宅ですから、一定要件を満たさないと入居できない。ただここでも育った人で、「そしたら住めるお家がこの中にあるのかというとなよね」という話も、以前この会議で出たということは私も記憶をしています。 例えばこの民間活用地に、一部賃貸のマンションと売却のマンションを建てれば、地区の方が収入要件と関係なく地域で住みたかったら住めるとか、そういう声を聞いてどういう方向性を決めていくのかということが、今問われていると思います。 副会長の地元や我々の地元と違って、ここの地域については、こういった

	しっかりと協議体があるわけですから、そこは強みにしていただいて、適宜議論をしていただきながら、方向性を決めていっていただきたいと思うので、この点については今日だけのご質問ではなかったのであえて申し上げさせていただきました。他にございませんか。
河合大仙西地区整備室長	方向性が決まったらっていうことでお話しさせていただいたのですが、当然地域の意見を聞くことが、大前提です。 今年度中に、大仙西校区まちづくり協議会の方に、一度こういう手順で進めていきたいということの、相談をかけていきたいなということで今動いているところでごさいます、時間をかけてゆっくり地域の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えています。 以上です。
会長	承知しました。他にはございませんでしょうか。よろしいですか。 それでは引き続き地域のご意見をしっかりお聞きをいただきたいと思います。 案件については 1・2・3 とまいりました。その他なんですけれども、この間、本市ではインターネット上における差別的な書き込みについて、モニタリングを実施してきていただきました。この概要について、新しくご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、簡潔に、そしてなぜそれが必要なのか、そしてこれが中々自治体の要請に応じて削除をしていただけていないという実態がございます。この点について現状、ご説明願えますでしょうか。
坂本ダイバーシティ企画課参事	本市におけるインターネットモニタリングにつきましては、本協議会におきまして、令和 3 年度から 4 年度にかけてインターネットモニタリングについてのご意見等を頂戴し、自治体が削除要請を行うにあたって配慮すべき事項などについて、外部講師によるご説明をいただくなどの議論を重ねた上で、部落差別解消の推進に関する法律第 3 条第 2 項に基づき、部落差別の解消に向けた地方公共団体の一つの取り組みとして行っております。 インターネット上には誹謗中傷やプライバシーの侵害をはじめ、様々な差別的な情報が見られますが、本市では平成 30 年に法務局から発せられた「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示事案の立件及び処理に係る依命通知」に基づいて、特定の地域が同和地区であると指摘するような書き込みに対してモニタリングを実施し、依命通知に該当する投稿について法務局に対して削除要請依頼を行っています。

会 長	モニタリングは週 1 回 X を対象に、また月 1 回 Facebook 及び Yahoo!を対象に実施し、差別的な取り扱いを助長誘発すると考えられる投稿について確認しています。 また、なぜモニタリングが必要かという問いにつきましては、特定の地域が同和地区であると指摘する書き込みは差別を助長誘発する行為であり許されるものではないことから、本市ではモニタリングを実施しているところです。法務局の依命通知では、「〇〇地区は同和地区であった、あるなどと指摘する識別情報の適示は、原則として削除要請の措置の対象とすべきである。」とあることからモニタリングを実施することにより、該当する書き込みについて法務局へ削除要請依頼を行っているところです。以上です。 今ご説明いただいた通りでございまして、このような取り組みをやっていたいてますけれども、なかなか削除していただけないと。その理由として、表現の自由との兼ね合いがあるんだというようなご説明もこの間いただいてまいりました。 しかしながら、冒頭就任の挨拶でも申し上げました通り、学校現場における児童生徒の差別事象がなかなか後を絶たない。なぜ今時の子どもたちがそういう発言に至るのかなということで確認をしたところ、YouTube であったり、以前とは違ったこういう媒体を通じて学んだことをそのまま子ども同士ですけれども、言葉をぶつけてしまったりっていうことが、現実にもう起こり得ているということもあり、本協議会では令和 3 年に法政大学の金子教授に、この点については以前ご講演もいただいたところではあるんですけれども、私会長といたしましては、可能であれば今段階でこの方という方が頭にあるわけではないですし、当然出張旅費の関係もあるんですけれども、この差別的なネット上における書き込みに対する対策として我々ができること、また表現の自由と、差別的書き込みということで、私自身はとてもこの表現の自由が勝ると到底考えられないわけなんですけれども、それをやはり学識の方にしっかりと我々も学ばせていただいて、今後行政も教育委員会も一緒になって臨んでいただきたいなと思ひまして、今少しその他の案件のところで触れさせていただきました。 可能でありますれば、今年度 3 月末までにもう一回そういったことをテーマに、外部の有識者、遠いところの方の場合ですとオンラインになるかもわかりませんが。このネット差別の問題について学ばせていただいた上でディスカッションをさせていただきたいというように思いますけれども、皆様のご意見の方はいかがでしょうか。
------------	---

中 田 委 員	今、情報流通プラットフォーム対処法とか新しくどんどん変わってきていますので、そういった点も含めて、ぜひ学びたいと思います。
会 長	ありがとうございます。ご賛同のご意見をいただきましたけれども。よろしいでしょうか。 そうしましたら、また、日程調整の方は事務局の方をお願いもしますし、またご苦勞もかけますけれども、ぜひ今のような方向性で、今年度もう一度学ぶ場、そしてディスカッションする場を持たせていただきたいと思います。 本日ご用意させていただいていた案件については以上となります。 何か他にご意見やおっしゃりたいこと等ございましたら、挙手願えたらと思いますが、いかがでしょうか。 兼城委員
兼 城 委 員	一つ戻って申し訳ないんですけども、先ほどお話もあった、ポイント②の「多様な世帯が共に暮らす校区形成」というところで、そこをしっかりと活性化を図るというところで、重要と考えているのは「公募のあり方」っていうことがあったんですけども、公募のあり方以外に活性化をめざす上で、市として何か取り組んでいることがございましたら教えていただけたらと思います。
森 下 住 宅 部 部 理 事	住宅部森下です。公募のあり方っていうのも、もちろん今やっていることです。 先ほどあの民間活用地のお話が出たと思うんですけど、もともとこの建替えの中盤で大仙西町の北側の民間活用用地に多様な住宅を呼び込んでやっていこうというお話だったんですね。 ただ先ほど説明させていただきました通り、耐震性の低い住宅を極力早く建替えをやっていきたいということで、住宅の建替え用地に当てましたので、民間活用用地が塩穴の方に移動して、集約化されたという形でその場所で多様な住宅を若い方やいろんな方が、住めるような住宅を建てていくということも検討の一つにしていきたいということで今考えております。 以上でございます。
兼 城 委 員	ありがとうございます。ハード面ではなくて、何かこうソフト面で、公募以外で校区の活性化、大仙西校区の活性化をめざす上で、何か取り組んでい

会 長	ることとか、もしお示しできることがあれば教えていただけたらと思います。僕もずっと考えてはいるんですけども、市としてあまり聞いたことがなくて、この場で聞きたいなと思ひまして。
森下住宅部 部 理 事	ぜひフランクで結構ですので、構えずに議論していくことが大事だと思うので。森下部理事。 大仙西校区については、人権ふれあいセンターという立派な施設がありまして、そこは別にその地域の方のためだけの施設というわけでもなく、地域の外からも訪れて利用いただいていると聞いています。実際、堺区の住民の方で半分ぐらい。それ以外は他の区、あるいは市外の方が来られてるっていうふうに聞いてます。 そういうところからつながりが始まって、どんどんまた地域外の方に入ってきていただけるような、ソフト的にはそういうところで、他局と連携しながらになると思ひますけど、進めたらいいのではないかなというふうに思ひております。以上です。
兼 城 委 員	はい、ありがとうございます。皆さんに一つ、知恵を絞って校区の活性化に向けて、また一緒に議論できたらなと思ひます。ありがとうございます。
会 長	ありがとうございます。他にどうでしょうか。 小野委員。
小 野 委 員	グランドデザインのところで、すごく細かい話かもしれないんですけど、民間活用地のところで子ども園の隣のところがあると思うんですけど、元々のグランドデザインと建替団地から民間活用地変更のところの面積が減っているというか、これは民間活用地を狭めたという認識でいいんですかね。
河 合 大仙西地区 整 備 室 長	ごめんなさい。ちょっと見にくくなっていますが、赤印で囲っているのが、追加の分になっていまして。黄色全体で民間活用用地っていうことになります。決して狭めたわけではなく、囲いがなかった部分が、令和元年度版で、当初から民間活用用地だったところです。赤印のところが、令和6年度版で、集約により、追加で民間活用用地として広げた部分ということになります。

	すみません、書き方が見にくかったかもしれませんが、そういうことになります。
小 野 委 員	ありがとうございます。 さっき会長からも、中田委員からもあったんですけど、昨今、様々に地元の方が「聞いてなかった」とか。そういうところで対立というかですね、苦情を受けている地域を私も別でございますので、地元としっかり話し合いの中で、何が最適なのかっていうところを見い出していただけたらなというふうに思います。ぜひそこはよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	ありがとうございます。本当に市全体に関わることもわかりませんが、幸い一つの校区で一つのこういった場があるということは、それだけコミュニケーションを取ろうと思えば取れるわけです。やはり形骸化させてもいけませんし、本当にぜひこのオフィシャルな場だけでなく、住宅部だけではありませんけれども、小野委員がおっしゃられたように、やはりいかに住民の皆さんと対話を積極的に、市の側から打っていくのかということは問われているかと思います。その点については方々、部理事にもお願いをしておきたいと思います。 他にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。 兼城委員。
兼 城 委 員	大仙西町の最後のページの解体工事の期間なんですけども、僕、団地内を自転車でぐるぐる回るんですけども、迷惑駐車はすごく減っております。 ただ、放置ゴミ・粗大ゴミというのは、やっぱりとても目につくんです。地域の方々からも様々なお声を聞いて、住宅改良課の方にもお話をさせていただくこともあるんですけども。この解体工事があるから放っておく、また放置された方に見せしめではないんですけども、こんな風になるんですよと簡単に撤去しないと。 ただごく一部の方の捨てたゴミによって、街全体が汚くなると言いますか、そういったのをしっかり考えてやっていかなければならないのかなと、自転車で回る度に感じています。 その点、何か市として今後対策とかあれば教えていただけたらと思います。今まで通りなら今まで通りでも構いませんし、教えていただけたらと思います。

河合大仙西地区整備室長	地域の方も不法投棄の問題というのは、すごく問題意識を持っていただいているところでして。 昨年まで私は、住宅改良課長だったので、地域の方から声を上げていただいて、清掃活動を年に 4 回やらせていただいたのですが、まちづくり協議会と自治会の方が主体で、市の方がバックアップっていうような形で、お手伝いをさせていただいたっていう活動を、昨年は 4 回やらせていただきました。 やはり美化意識を住民の方に、できる限り持っていただいて、住民の方から声を上げていただいたら、市の方も非常に動きやすくなると思いますので、住民の方からできましたら声を上げていただければ、やれることは市としてもやっていきたいと思っています。 以上でございます。
森下住宅部理事	すみません。解体予定の建物につきましては、解体まで少し期間がありますので住民の方がすべて退去された後、一旦周囲を約 3m の鋼板で囲んで、ゴミを捨てられにくいように管理上のこともありましてそういうことをやらせていただく予定です。
兼城委員	はい、ありがとうございます。随時ではできないかと思うんですけども、しっかり地域の方の声が上がれば、対応していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございます。他にございませんでしょうか。 井藤副会長。
副会長	質問なんですが、先ほど法務局の方に削除要請をしたっていうことをお聞きました。 私の資料の中では、令和 4 年度に削除要請をしたのが 75 件、堺市から要請をしたんですが、削除になったのが 14 件しかない。19%しかなかったんですね。今年度はどのくらいの数字なのかをお聞きしたいなと思います。
坂本ダイバーシティ企画課参事	今年度につきましては、削除要請依頼をしたのが 9 月末時点で 2 件ということになっております。その分につきましては、法務局の方もかなりの件数を対応することがあるということで、対応に時間がかかっておりますので、まだ返事はいただいております。

	削除依頼しても、実際はプロバイダー等が削除するかどうかを判断するため、消えてないっていうことが多いと感じております。
会 長	ありがとうございます。 藤本委員。
藤 本 委 員	2030 年で、グランドデザインがいま示されているものは、大方出来上がるということだとは思いますが。 この建替えの対象になっている団地以外でも、やっぱり老朽化が進んでおりまして、そういうところの住民の方からは「私らのところはどうか」ってというような不安の声なんかも聞いておりますし。 あと、例えば東 17、18 棟のあったところには、この図で見ると何も書かれてないんですけども、「ここにはこういうものが来るらしいね」というようないろんな噂話のように、耳に入ってくることもあるんです。この辺は次のまちづくり計画というものが、また示されるのかということと、もう一つは住宅だけでなく公園なんかもかなり老朽化してきているなというところも見受けられておりまして、大仙西の新しい公園はすごくきれいな、子どもがよく遊んでるのを見かけるんですけども。この既存の公園については、何か計画されているのかというところを合わせてお願いします。
河 合 大 仙 西 地 区 整 備 室 長	グランドデザイン、今の計画っていうのが 2030 年度末までの計画ということで進めているのですが、2030 年度頃になりますと他の住宅につきましても、60 年を超える建物も出てきます。 今時点で何も、どのような方向で進めていくかということは決めてないのですが、通常で言いますと「建替え」でいくのか、それとも、改修などをして「長寿命化」でもう少し住めるようにしていくのかを決めていく時期が、いずれ来ると思います。 もし建替えで進める場合につきましては、2030 年度までのグランドデザインの中で住宅の白地になっているところが余剰地として出てくるところになります。建替えで進める場合については、建替用地としてある程度の敷地が必要となるので、その余剰地を活用して建替事業を継続して進めていくようになるのかなと思います。 すみません。公園の方につきましては私、公園の所管じゃないのでお答えしづらいところはあるのですが。グランドデザインの建替えに影響のある部分につきましては、例えば、大仙の H・I 棟の設計を今やっているところな

	のですが、それについては公園の部分も触りますので、住宅部の方で大仙の第三公園を整備しに行く。そういうリニューアルの計画っていうのはございます。 それ以外の既存の公園につきましては、申し訳ないのですが公園緑地部が何年使ったら、リニューアルを考えていくのか、その辺は公園緑地部で、適切に判断されるものではないのかなと思います。 以上です。
藤 本 委 員	はい、わかりました。決してね、今のここに書いてない住宅について、今のままでいいと考えているわけではないと思うんですけども。そういったところも含めて、また地域の方にお伝えしてもらえると、安心してもらえるのかなと思いますし、公園についてはランドデザインの中でも、ポイント④のところで位置づけがされている以上は、もう少し公園緑地部をここに巻き込むのが適切なのかわからないんですけども、連携として何か示せるものを考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。
会 長	堺市同和行政協議会において、このような議論があったことは建設局並びに公園緑地部にしかとお伝えいただくことを求めていると思います。 他にございませんでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら概ね1時間も経過をしてまいりました。本当に委員の皆さんにおかれましては、闊達なご議論をいただきましたことを心から感謝申し上げます。案件としては以上でございます。事務局からの連絡事項はございますでしょうか。
事 務 局	はい、事務局です。次回の会議開催につきましては、現在未定でございます。また、決まり次第ご連絡させていただきます。 ご意見を頂きました外部有識者、講師をお招きして知見を深めていくという件につきましては、今後会長、副会長と相談しながら進めて参りたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
会 長	はい、ありがとうございます。それでは本日は以上をもちまして、第27回堺市同和行政協議会を終了いたします。 皆様、ありがとうございます。